公益社団法人日本カヌー連盟　紀律規程

（目的）

第１条　この規程は定款第４条の規定に基づき、公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という。）の会員が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的にかなう事業運営の公正さ及びカヌースポーツの高潔さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

（責務）

第２条　会員は、法令や社会規範及び本連盟の決定事項ならびに諸規程を遵守し、紀律と品位を重んじ、日常活動を通じ高邁な倫理観を持ち、カヌースポーツの振興に努めなければならない。

（紀律委員会）

第３条　本連盟の紀律を保持し、本規程の実効性を確保するため、紀律委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、第三者の有識者３名を含む委員７名で構成する。

３　委員は、定時社員総会で選任する。委員の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

４　委員の互選により委員長１名を選任する。

５　委員長は、副委員長１名を指名する。

６　委員会は、委員長が招集する。委員３名以上の請求があった時、又は会長の要請があった時は、委員長は委員会を招集しなければならない。

７　委員会の議事は、次項に規定する場合を除き、委員の過半数が出席し、出席者の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

８　委員会は、委員の３分の２以上の多数が出席し、出席者の３分の２以上の多数の議決により第４条の規定による処分を行うものとする。

９　前項の規定に基づく委員会の処分に不服がある場合は、会長に対しその理由を明らかにして、再審査の請求をすることができる。

10　再審査の請求があったときは、会長は理事会の議に付し、理事会において相当の理由があると認める旨の決定があったときは、委員会に再審査をさせなければならない。

11　本規程に定めるほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会が議事運営に関する細則で定める。

（罰則）

第４条　会員が次の各号のいずれかの行為をしたときは処分を行う。

（１）本連盟の決定や諸規程に著しく違反する行為をしたとき。

（２）反社会的行為および刑事事件や行政処分に関与したとき。

（３）著しく本連盟の信用を失墜し、または体面を汚したとき。

（４）著しく本連盟の組織を混乱に陥れたとき。

（５）本連盟と利益が相反する行為があったとき。

（６）会員個人を誹謗中傷し個人の名誉を著しく失墜させたとき。

（７）故なく連盟業務の遂行または会議の進行を著しく妨害したとき。

（８）その他本連盟の利益を著しく阻害する不当な行為があったとき。

（９）　暴力、各種ハラスメント、差別、違法賭博、ドーピング等薬物乱用、未成年の飲酒・喫煙等行為その他公益財団法人日本スポーツ協会および加盟団体における倫理に関するガイドラインの定める規定に抵触する行為があったとき。

(10)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能犯暴力集団等、その他これに準ずるものとの交際をしたとき。

(11)　その他委員会において会員たる品位を汚したと認めたとき。

（懲戒の種類）

第５条　委員会の行う処分は、次のとおりとする。

（１）訓告　　口頭による紀律遵守の勧告。

（２）戒告　　被懲戒者より始末書を提出させ、本連盟の事業報告に記録する。

（３）役職の停止、降格又は解任

本連盟の理事、監事、部門・委員会の委員の役職を、長期１年以下の期間で停止、降格又は解任する。ただし、理事の解任については定款第２０条の規定に従うものとする。

（４）出場資格の停止

無期限を含む公式競技会への出場資格を停止する。

（５）本連盟から派遣している外部団体役員の辞職勧告

外部団体への派遣役員に対し、その役職を辞することを文書で勧告する。

（６）会員資格の停止

長期２年以下の期間で会員資格及びその権利を停止する。なお、会員としての義務は存続する。

（７）退会勧告

一定の猶予期間を付して、被懲戒者の任意の退会を書面で勧告する。

（８）　除名　　被懲戒者の意にかかわらず強制的に退会させる。ただし、除名の処分は定款第１３条の規定による手続きをとるものとする。

（起訴による会員資格停止）

第６条　会員が刑事事犯により起訴されたときは、判決の確定があるまでの会員資格の停止の処分を行う。

２　裁判での無罪の判決を受けたときは、裁判が継続する場合であっても本処分はなかったものとする。

（再審査）

第７条　第３条第 10 項による再審査の請求は、処分の通達の日から 10 日以内に行われなければならない。

２　処分は、前項の期間内又は理事会もしくは委員会による再審査にかかる決定があるまでの間、効力を生じないものとする。

(不服申し立て)

第８条　本委員会の再審査決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

（改廃）

第９条　本規程の改廃は理事会議決を経て社員総会の承認を要する。

（附則）

この規程は、平成３０年６月４日から施行する。

令和３年６月１３日改定